公益財団法人ユニジャパン

TIFFCOM 実行委員会

規約

(設置)
第 1 条 本会は、公益財団法人ユニジャパン（以下、「本法人」という）定款の第 9 章第 51 条に基づき、理事会の決議を得て設置する。
2 本会は、毎回時の TIFFCOM 事業終了後、理事会の承認を得て解散する。

(名称)
第 2 条 本会は、東京国際映画祭に併設される国際映像見本市「TIFFCOM 実行委員会」と称する。

(目的)
第 3 条 本会は、定款 第 4 条(公益目的事業)の(1)に基づき行われる東京国際映画祭に併設される国際映像見本市の事業を実施、遂行する。

(事務所)
第 4 条 本会は、事務所を本法人に置く。

(委員)
第 5 条 委員は、国際映像見本市に関係する団体・企業等の役職者、官公庁担当部門、学識経験者のうちから理事長が理事会の同意を得て委嘱する。但し、期中の委員の異動については理事長の決裁による。

(委員長)
第 6 条 本会に委員長を置く。委員長は本会を代表し、業務を統括する。
2 委員長は理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

(副委員長)
第 7 条 委員長を補佐するために、本会に副委員長をおくことができるものとし、理事長が理事会の同意を得てこれを委嘱する。
2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、理事長の決裁により副委員長がその職務を代行する。

（代表 CEO）
第 8 条　本会に TIFFCOM の実施に当たり、全体を総覧する代表 CEO を置く。代表 CEO は理事長が理事会の同意を得て委嘱する。

（顧問）
第 9 条 本会に顧問、特別顧問を置くことができる。
2　顧問、特別顧問は委員長が委嘱する。

（委員会）
第 10 条 本会の重用事項を決定するため、随時委員より構成する委員会を開催する。
2 委員会は委員長が招集し、会議の議長は委員長を原則とする。

（専門委員会・部会）
第 11 条 必要により委員及び有識者で構成する専門委員会または作業部会を設けることができる。

（事務局）
第 12 条 委員会の事務局をユニジャパンに置く。
2 事務局業務は原則として TIFFCOM ディレクターCOO が執り行う。

（会計）
第 13 条 本会の運営に要するすべての経費は、本法人の会計から充当する。

（改廃）
第 14 条 この規約の改廃は、理事会の決議による。

（補則）
第 15 条 この規約が定める以上の運営に関わる必要な事項は、委員長が定める。

令和 02 年　7 月 10 日　制定
令和 03 年　3 月 16 日　一部改定
令和 03 年　8 月 12 日　一部改定
令和 08 年　3 月 10 日　一部改定